

県庁舎キッチンカー出店契約書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、埼玉県庁本庁舎（以下「本庁舎」という。）及び埼玉県庁第二庁舎（以下「第二庁舎」という。）へのキッチンカー出店に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、「県庁舎キッチンカー出店仕様書」に基づき、本庁舎及び第二庁舎にキッチンカーを出店し、甲に対し、出店場所に係る行政財産使用料を支払うものとする。

（キッチンカー出店場所、契約期間等）

第2条 キッチンカー出店場所、契約期間等は、次のとおりとする。

(1) キッチンカー出店場所

別紙「キッチンカー出店場所一覧」のとおり

(2) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(3) 出店営業期間（使用許可期間）

令和8年9月1日（予定）から令和9年3月31日の間の開庁日

（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める休日を除く平日）

※ ただし、乙の運営実績が良好と認められる場合は、甲は1年度を限度に使用許可を更新できるものとする。この場合、令和9年度について新たな契約を締結する。

(4) 行政財産の使用料

乙は、出店場所に係る使用料として、別途通知する行政財産使用料を納付するものとする。

（行政財産使用料の納付方法）

第3条 乙は、前条（4）に定める行政財産使用料を、甲が指定する納付期限までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（損害賠償）

第4条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（甲の催告による契約解除及び使用許可の取消）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行が無いときは、この契約の解除及び使用許可の取消をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき

（甲の催告によらない契約解除及び使用許可の取消）

第6条 甲は、甲が公用又は公共の用に供するために使用許可財産を使用する必要があるときは、この契約の解除及び使用許可の取消をすることができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除及び使用許可

の取消をすることができる。

- (1) 第7条の規定に違反して権利、義務を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に業務を実施することができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 本募集要項記載の条件や応募時の乙からの提案事項に事前の協議なく違背したとき。
- (8) 前各号の他、使用許可条件に違背したとき。
- (9) 著しく社会的信用を損なう行為をし、出店事業者としてふさわしくないと甲が判断したとき。
- (10) キッチンカー出店者が著しく社会的信用を損なう行為をし、キッチンカー出店者としてふさわしくないと甲が判断した場合に、甲が乙に対して当該キッチンカー出店者の出店中止を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (11) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (12) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ キッチンカー出店者がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、キッチンカー出店に従事させたと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をキッチンカー出店者としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該キッチンカー出店者の出店中止を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 甲は、第2項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第8条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する

者をいう。次項において同じ。) から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(定めのない事項)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記の委託業務について、委託者埼玉県と受託者 〃は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

— (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) —

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

— (B)電子契約の場合(書面による契約の場合は削除すること) —

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

【注】(A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用すること。

令和8年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 大野元裕

乙

(別紙)

キッチンカー出店場所一覧

庁舎名	出店場所	規格	台数	出店 可能面積
本庁舎	東玄関前	キッチンカー	1	16.0㎡
第2庁舎	南玄関前	キッチンカー	1	16.0㎡